

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和5年9月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
登米南方複合商業施設
登米市南方町新島前14番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
岩手県一関市花泉町涌津字道下38番地9
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
岩手県一関市花泉町涌津字道下38番地9
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,426.26㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
69台
 - (2) 駐輪場の収容台数
16台
 - (3) 荷さばき施設の面積
81.00㎡

(4) 廃棄物等保管施設の容量

7. 4 1 m³

7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

A棟 午前7時から午前0時まで(株式会社ツルハ)

B棟 24時間(株式会社真柄油脂店)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設② 24時間

8 届出年月日

令和5年8月28日

9 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

10 縦覧期間

令和5年9月25日から令和6年1月25日まで(ただし、閉庁日を除く。)

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(経済産業省告示第16号)」及び意見書様式を参考のこと。